罪○○○として七月五日和歌山検事局へ告訴した。

七月十九日午後三時志賀支部婦人部四十数名は中野若松君に引卒され地主井辻平太郎、岡本ノブ宅へデモ（示威）で押しかけ立禁解除の交渉中、多数官憲の為に不当解散を命ぜられたが、遂に中野君は脅迫罪として起訴され懲役五ヶ月に処せられ上告も棄却となり十二月十八日中岡君と共に全志の見送りに感謝しつつ復讐を誓って下獄した。

戦は持久戦に入る。

斯くして地主資本家の政府……官憲の意識的暴圧は遂に吾等に田植の時季を失せしめた。吾等は官憲の暴圧にも屈せず好く戦った。だが吾等の糧を生活すべき植付けは不能となった。吾等は判っきりと官犬の何物たるかを知った。地主資本家を擁護する意外に何物もないと言ふ事を、吾等は客観的不利なる情勢を認識するが故に、一時鉾を収める。

農民は飢に泣き窮乏に喘いでゐる。其の中から反動支配に対する反逆の血潮は渦巻いてゐる。この反逆の血潮燃ゆる意気こそ明日の勝利を約した尊き鮮血である。農民は燃ゆる反抗に身を焦がしつつ一時戦を収めた

六月十二日第九回目の弁論を最后として組合側では戦術として七月七日調停を申立てた、十二月迄の間に調停手続四回に及ぶも解決の端緒を見出し得ず組合側では戦闘的進歩戦術を取る事となり仝五日調停を取下げ本訴弁論に入る裁判所では組合側の統制ある戦闘的行動を知るが故に判決確定后の○○○○○「農民の憤へるを抗○○○○○暴動○○○○社会革命への影響を恐れ強制的に和解を勧告して折衝に入った。

和解成立

二月三日第三回目の交渉にて遂に山本裁判長の反階級的懐柔策と支配階級の常套手段たる威嚇的勧誘に乗ぜられ遂に裁判所一任と成った。代表者中大島地区委員長の反対論も効なく十六町歩を残し左の如き反動的解決条項を押しつけられるに到った、だが争議はこれにて解決したのではない。戦はこれからだ。近づける勝利を期して我等は一時休養の意味で裁判所の関係を断つ事とした。

和解条項

(一)原告等は被告に対し従前の借料を以て引続き本件共地を収益せしむる事を承諾す。